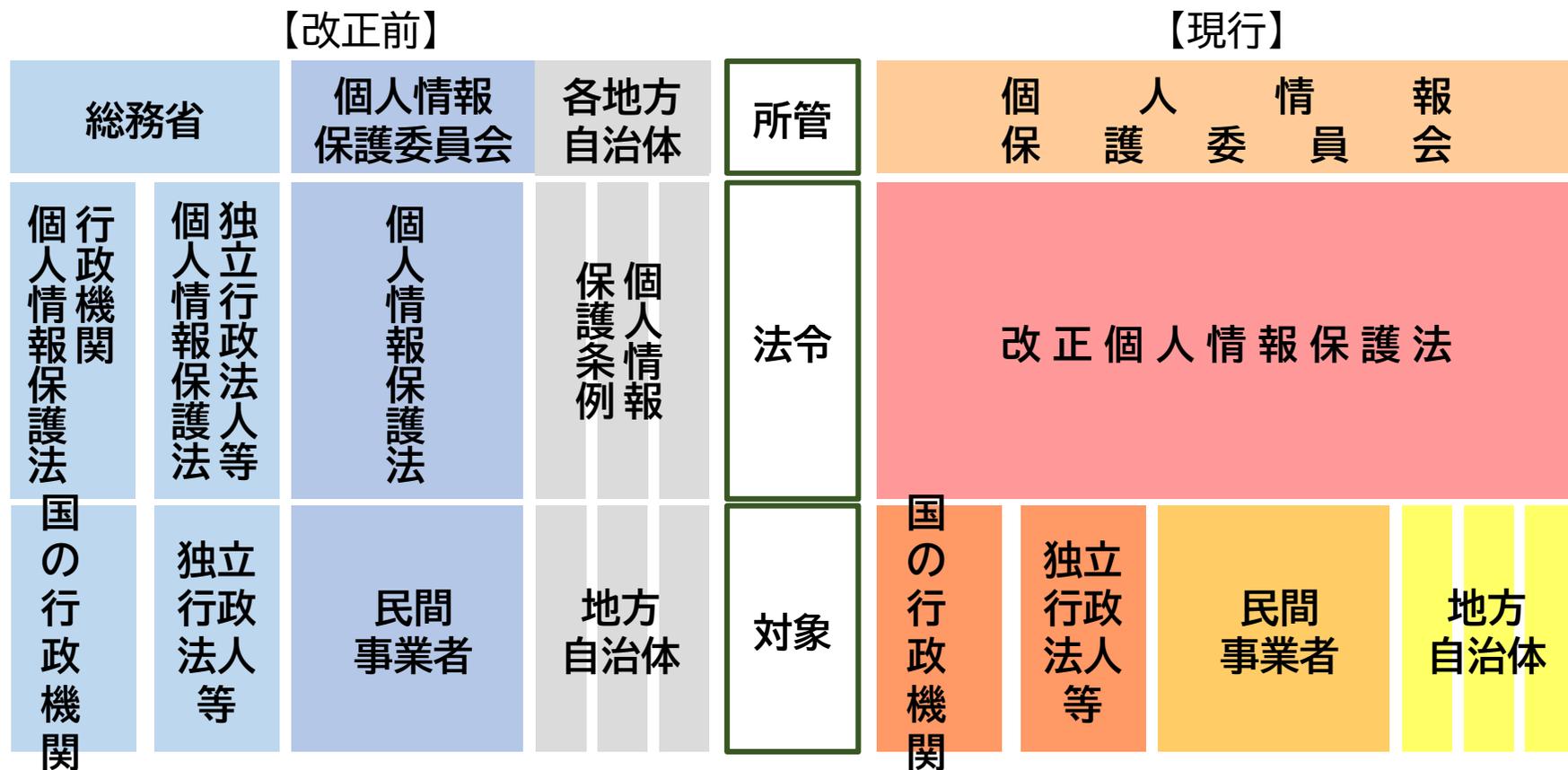


1 国内における個人情報保護制度見直しの全体像

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。



2 改正法において地方自治体に適用される規定

令和5年4月1日に地方公共団体に係る部分の改正の施行が行われた後は、国の行政機関等と同じ規律（個人情報保護に関する法律第5章）が地方公共団体に適用されるほか、一部の内容については、法の施行に関する条例が適用される。

令和5年4月1日改正施行後の個人情報保護に関する法律の構成

第1章 総則

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第5章 行政機関等の義務等

第6章 個人情報保護委員会

第7章 雑則

第8章 罰則

第1節 総則

第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

第3節 個人情報ファイル

第4節 開示、訂正及び利用停止

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等 ※

第6節 雑則

(一部の内容)

東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例

※ 第5節の規定による行政機関等匿名加工情報の活用に関する提案募集は、当分の間は中核市以下の地方自治体は任意で実施することとされている。東松山市においては、実施の予定なし。

改正法の施行後における個人情報の取扱いについて

① 「個人情報」の範囲について（法第2条第1項関係）

「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録・・・に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）**により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**
- (2) **個人識別符号**が含まれるもの

○生存する個人に関する情報

個人情報の範囲に「死者の情報」は含まれない。ただし、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。

○他の情報と容易に照合することができ、 . . .

通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合できる場合をいう。

※ 個人情報に該当するか否かは、個々の事例ごとに判断する必要がある。

○個人識別符号

以下のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定されるもの

- (1) 身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号
- (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

※ 「個人識別符号」に該当するものは、その情報単体でも個人情報に該当する。

(具体例) マイナンバーカード、基礎年金番号、各種保険者・被保険者番号

②運用に当たり審議会の答申を要件とすることの廃止について

個人情報の保護制度の運用に関する規律が条例から法律に変更されたことで、個人情報に関する以下の取扱いについて、審議会に諮問を行い適当であるとの答申を得ることを要件とする規定が無くなりました。

- (1) 要配慮個人情報の保有
- (2) 個人情報の本人以外からの取得
- (3) 個人情報の目的外利用及び提供
- (4) 電子計算機の結合

《注意》

東松山市個人情報保護条例の下で、審議会に諮問し適当と認められた場合に認められていた事項について、現体制では、法の規定の解釈の範囲で適否を判断する必要があります。

【参考】個人情報保護条例第6条第3項第3号

- 3 実施機関は、要配慮個人情報を保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、東松山市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成11年東松山市条例第3号）に基づく東松山市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認めたとき。

③個人情報ファイルについて（法第60条第2項関係）

○「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

④開示等請求の手續について（法第76条第2項関係）

(1) 委任代理人による請求

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。（法第76条第2項）

《注意》

東松山市個人情報保護条例の下においては、代理人が開示請求を行う場合、請求することができる個人情報は特定の情報に限定されていた。しかし、現在では、代理人は全ての種類の個人情報を開示請求することができるようになっている。

(2) 遠隔地による請求について

東松山市個人情報保護条例の下においては、郵送での個人情報の開示請求は認められていなかったが、運用の規律が条例から法律に変わることで、現在は郵送での請求が可能となる。

⑤個人情報の利用目的の明示義務について（法第62条関係）

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、**本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。**

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。